

平成 25 年第 1 回定例会 一般質問での質問と答弁内容

北海道議会議員 北 口 雄 幸

平成 25 年 3 月 6 日 (水) 開催

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>1. 支庁制度改革と自治のあり方について</p> <p>1) 支庁制度改革の検証について</p> <p>高橋知事が、百年に一度の改革と意気込んだ支庁制度改革の取り組みから、3 年が経過をしようとしております。</p> <p>この改革に対しては、これまでも我が会派が指摘してきたとおり、膨大なエネルギーを費やしながらも、結局、組織の形式論理に終始し、支庁制度から振興局制度への体制整備は、単なる看板のかけかえにすぎなかったとやゆされています。</p> <p>本来は、この制度改革によって、道行政の総合性の発揮、地域における効果的、効率的な施策の展開が期待されたものの、現実的にはほど遠いものと感じています。</p> <p>例えば、道が総合計画で示している 6 つの連携地域ごとの政策展開においては、それぞれの振興局が大きな役割を果たすべきと考えますが、私の住む地域の道北連携地域においては、上川地域を所管する上川総合振興局と宗谷地域を所管する宗谷総合振興局、そして、留萌地域を所管する留萌振興局の三つの振興局が存在し、3 名の振興局長のもと、本当に連携地域単位の総合的な政策展開ができるのか、非常に疑問であります。</p> <p>こうした課題は、ほかにもあるものと思われませんが、来年で 4 年目を迎える支庁制度改革に関し、これまでの取り組みの成果と課題について、まず伺いをいたします。</p>	<p>【高橋知事】</p> <p>最初に、支庁制度改革と自治のあり方に関し、まず、振興局における取り組みの成果などについてであります。総合振興局及び振興局の設置以降、振興局長の組織編成権に基づく体制整備や職員派遣制度など、新たな取り組みを通じて、これまで以上に地域に密着をした、きめ細やかな施策の展開が図られている一方で、組織の名称変更に関して、住民の方々に十分に浸透していないなどの御意見があることも承知をいたしております。</p> <p>私といたしましては、各振興局を地域づくりの拠点と位置づけ、地域に徹底してこだわるとの考えのもと、今後とも、振興局機能の充実強化に向け、改革後の組織面や機能面の検証を不断に行うとともに、振興局に関する、市町村や地域住民の皆様方の意向の把握の方法や、検討体制のあり方など、さまざまな観点から議論を深め、振興局等設置条例で定めるあり方検討など、今後の取り組みにしっかりと反映をしまっている考えであります。</p>
<p>2) 新たな自治のかたちづくり条例について</p> <p>また、この支庁制度改革が、地域振興につながるための組織の見直しとするため、市町村長なども含めた検証組織を立ち上げ、地域振興や、市町村からの相談に対する体制の強化、さらには、広域行政のあり方などの議論を進めるべきと考えますが、知事の見解を伺います。</p>	<p>【総合政策部地域振興監】</p> <p>新しい自治のあり方に関する条例についてでございますが、北海道の自治のあり方につきましては、これまで、有識者や地域の皆様方との議論を通じまして、基礎自治体のあるべき姿や広域連携による地域づくり、さらには、都道府県と政令市のあり方など、幅広い観点から検討</p>

支庁制度改革に関する平成 20 年当時の議会議論の中で、新たな自治の形づくり条例の制定に向けた検討作業に入るとの知事答弁がありました。これまで、条例制定に向けた具体的な動きが何も見えておりません。

確かに、当時の支庁制度改革をめぐる厳しい状況の中では、自治の形づくり条例の制定は、苦し紛れの選択ではあったと思いますが、既に大合併も終わり、支庁制度も新たな体制が始まって 3 年になった現時点で、改めてこの条例を制定する必要はないのではないかと私は考えています。

道としても、この自治の形づくり条例の制定に関するこれまでの考え方を見直し、この際、条例制定を白紙に戻すことも検討するべきと考えますが、改めて、条例制定に関する知事の考えを伺います。

を進めてきたところであり、昨年度は、広域連携に向けた取り組みの方向性を取りまとめ、また、今年度におきましては、道と札幌市との二重行政に関する調査を実施し、今後、両者の連携のもと、課題への対応などを協議することとしているところであります。

道といたしましては、自治のあり方に関する関係条例の整備などについて、今後、こうした取り組みに加え、基礎自治体のあり方などに関する地方制度調査会の検討状況などを注視しながら、市町村を初めとした幅広い層の方々との対話を重ね、議論を一層深めるなど、所要の検討を進めてまいりたいと考えております。

3) 北海道の自治のあり方について

本道では、平成の大合併で、212 あった市町村が 179 となりましたが、さまざまな理由により合併することができなかった市町村が数多く存在するのが現状であります。

この中で、現在、道内では、人口 1 万人未満の、いわゆる小規模自治体が全体の 6 割を占めており、こうした自治体は、高齢化率も高く、将来的な人口も大幅に減少する見込みであり、自治のあり方そのものが問われています。

道では、これまで、地域主権型社会の構築を目指し、道の事務、権限を市町村に移譲してきましたが、今後、さらなる市町村合併が進展するのは現実的には困難なことを考えると、特に、小規模自治体に対しては、単に移譲を進めるだけではなく、基礎自治体として、どこまで住民や地域の仕事を担うべきか、どうしても担うことができない仕事をだれがサポートするかなど、こうしたことをしっかりと議論するべきではないかと私は思うのであります。

本道においては、全国平均を上回る人口減少や少子・高齢化が進展しており、将来的には、市町村が、地域における役割をこれまでどおり果たしていけるか、大いに危惧するところであ

【総合政策部地域振興監】

次に、北海道の自治のあり方についてでございますが、今後、急速な人口減少や高齢化が見込まれる中、小規模な自治体が多い本道におきましては、権限移譲や広域連携などにより、行政サービスを安定的に提供できる市町村がある一方で、それらの方策では、行政サービスを維持することが困難となる自治体が生じることも懸念されるところであります。

こうしたことから、道におきましては、平成 22 年度に、北海道市長会及び町村会と共同で、広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会を設置し、広域連携に向けた取り組みの方向性を取りまとめ、その一環として、機関等の共同設置や広域連合の設置など、事務の共同化を進める市町村等に対する職員の派遣を新たに行うこととしたところであります。

今後の自治のあり方の検討に当たりましては、こうした取り組みも踏まえながら、小規模自治体も含めた各市町村の実態やニーズに即した道の支援のあり方などについて、検討を進めていく考えであります。

<p>ります。</p> <p>権限移譲などで、基礎自治体の行財政基盤の充実を図るといった従来のやり方だけではなく、本道の地域事情を勘案し、小規模自治体であっても、その役割を果たすことができるような、北海道にふさわしい自治の絵姿が必要と考えますが、この点も含め、北海道の自治のあり方に対する知事の考えを伺います。</p>	
<p>2. 道有未利用地の活用について</p> <p>厳しい道財政を受け、道有財産を有効活用することは極めて重要な課題であります。道では、道有未利用地について、道有未利用地の管理及び有効活用に関する基本方針に基づき、民間への売却や貸し付けなどの処分を行っていることを承知しております。</p> <p>しかし、資料によりますと、道有未利用地は、道全体で 1938 件、394 万平方メートルも存在し、これは、単位を変えると 394 ヘクタールであり、札幌ドーム 74 個分に相当する広さであります。しかも、この未利用地における維持管理費が年間で約 800 万円かかっています。</p> <p>道では、これらの土地を積極的に活用するため、賃貸による貸し付けを要請していますが、今年度の賃貸の件数は 60 件で、継続中の賃貸料も含め、わずか 740 万円とのこととあります。</p> <p>厳しい道内の経済状況を考えたとき、未利用地の活用は容易ではないと思われ、特に、学校や試験場跡地のような広大な面積の活用は困難をきわめているのが現状であります。</p> <p>また、今後も、道立高等学校の閉校や、道の出先機関の統廃合などが予想され、未利用地の活用はますます重要となってきます。</p> <p>私は、昨年の第 3 回定例会において、未利用地の活用と再生可能エネルギーの普及拡大の視点で、道有地の活用について提案したところであり、道としては、ホームページに掲載をし、メガソーラーの候補地として入札を行ったと聞いておりますが、価格が折り合わず、不落となったものもあると承知をしております。</p> <p>私は、不落要因の一つとして、賃貸料の問題があるというふうに考えています。現在、道の</p>	<p>【知事】</p> <p>道では、未利用地について、歳入確保策として、売却や貸し付けを進めてきているところがありますが、長期間、有効活用に結びついていない事例もあると承知をしております。</p> <p>このような土地の貸付料を引き下げることには、地方自治法や条例などにより、営利目的の場合は時価で貸し付けることを原則としておりますことから、現状では難しいものと認識をいたしております。</p> <p>しかしながら、未利用地を有効に活用することは、歳入確保の面からも、また、再生可能エネルギーの普及拡大の観点からも、重要な課題と考えておりますことから、今後、貸し付けにおける入札予定価格の事前公表や、貸付料のあり方について、他県の取り組み状況を調査研究の上、検討を進めてまいりたいと考えております。</p>

基準によると、年間の賃貸料は、公共として活用する場合は評価額の 3% であり、利益を得る事業の場合は 5% と規定をされています。

これでは、広大な面積を必要とするソーラー発電の場合、賃貸料が多額となると同時に、固定価格買い取り期間の 20 年間、借りるとすれば、購入するのと同じ金額になってしまうのであります。実際、私のところにも、賃貸料が高くて借りることができないとの声も寄せられているのであります。

未利用地は、活用して、初めて道財政に貢献するものであり、未利用地のままにしておけば、維持管理費だけがかかり、道民の財産を遊ばせておくことにつながるのであります。

そこで伺いますが、未利用地の活用という視点で、賃貸料のあり方、とりわけ、賃貸料を下げてもお貸しをするというようなことも検討すべきではないかと考えます。また、入札のあり方についても検討すべきではないでしょうか。

とりわけ、売却については、入札予定価格を公表しておりますが、賃貸の場合は公表されておらず、入札の結果、不落となる事態もあるのであります。賃貸の入札についても、予定価格を事前公表とすべきと考えますが、知事の見解を伺います。

3. 地域医療について

1) 再編・ネットワーク化について

道立病院の中でも、広域医療を担う江差病院と羽幌病院は、道立の病院のあり方によっては、地域のほかの医療機関にも大きな影響を及ぼすことも考えられます。

道では、現在、自治体病院等広域化・連携構想に基づき、全道の各地域で、二つのモデル地域を初め、具体的な行動計画を策定していると承知していますが、道立江差病院と羽幌病院のある地域では、どのような進捗状況で、今後、どのように取り組みを進めようとしているのか、伺います。

【知事】

江差病院及び羽幌病院が所在するそれぞれの地域においては、広域化・連携の協議の場に本庁職員も参画をしながら、これまで道がお示しをした分析シートにより、医療の現状や課題、今後の方向性を取りまとめ、年度内を目途に、地域行動計画の策定を進めているところであります。

この計画においては、江差病院は、南檜山地域における中核医療機関として、周産期医療の確保や、IT ネットワークの構築による国保病院との連携強化などを、また、羽幌病院は、留萌市立病院と連携をし、留萌中・北部地域における中核医療機関として、救急医療の充実や、

	<p>離島診療所への支援などを目指すこととしてい るところであります。</p> <p>道といたしましては、今後、地元市町村や医 療機関、地域住民などとの連携のもと、行動計 画を着実に推進し、地域が必要とする医療を持 続的かつ安定的に提供できるよう、積極的に取 り組んでまいる考えであります。</p>
<p>2) 在宅医療の推進について</p> <p>本道の在宅医療の現状は、在宅療養支援診療 所は増加しているものの、都市部に集中し、訪 問看護ステーションは、道内の 3 割の町村には 設置されていないのが実態であります。</p> <p>また、医師を初め、看護師、薬剤師、ケアマ ネジャー、市町村職員など、多職種による連携 体制の構築が求められていますが、人材育成も 困難な状況にあります。</p> <p>道では、このたび改定を行う医療計画におい て、地域における連携体制の構築や、在宅医療 を担う医療機関等の充実を掲げていますが、具 体的に、どのように推進しようと考えているの か、お伺いをいたします。</p>	<p>【保健福祉部長】</p> <p>高齢化社会を迎え、多くの道民の方々が、自 宅など住みなれた環境での療養を望んでおりま す中、在宅医療を充実するためには、医師、看 護師を初めとする医療従事者や介護支援専門員 など、多職種の専門性を生かしながら、患者や 家族の方々の質の高い生活を支えていくことが 重要でありまして、担い手の育成と連携体制の 構築が求められているところでございます。</p> <p>このため、道では、このたびの医療計画の見 直しにおきまして、保健所ごとに、医療や介護 の従事者を対象とした多職種協働による在宅チ ーム医療についての研修を行うなどいたしまし て、在宅医療を担う人材の育成と連携体制づく りを進めますとともに、在宅療養支援診療所や 訪問看護ステーションなどの整備を促進し、退 院支援から、日常の療養支援、急変時の対応、 みとりまで、医療や介護を継続的、包括的に提 供できる体制が構築されますよう、住民、患者 の方々の視点に立って、積極的に取り組んでま いりたいと考えております。</p>
<p>3) がんの在宅医療・緩和ケアについて</p> <p>今回の代表質問の中で、がん診療体制の充実 に関して議論がありましたが、本道は広域で、 拠点病院も道の指定病院も整備されていない地 域があります。このため、道において、今後、 空白地域の解消に向け、必要な対応策を検討す る必要があると指摘したところであります。</p> <p>こうした拠点病院の空白地域の解消も必要で ありますが、がんの手術後などにおいて、在宅 での療養を希望する方もおられるのでありま す。こうした方々を地域で受け入れるには、拠 点病院や中核的な病院だけではなく、患者が住</p>	<p>【保健福祉部長】</p> <p>がん患者の方々が、住みなれた家庭や地域で 療養するためには、在宅医療や緩和ケアの体制 づくりが重要と認識をいたしておりまして、道 といたしましては、拠点病院の整備はもとより、 地域連携クリティカルパスの導入を進めますほ か、本年度、在宅緩和ケアにかかわる多職種の ネットワークを構築するためのモデル事業を実 施しているところでございます。</p> <p>今後は、新たに策定する北海道がん対策推進 計画に基づき、緩和ケアの意義や必要性を医療 関係者等に広く啓発しますとともに、クリティ</p>

<p>む自治体にある病院や診療所のほか、訪問看護、薬局など、多職種による受け入れのための体制が必要です。</p> <p>道では、名寄と北見地域で、今年度から 2 カ年で、がんの在宅医療・緩和ケア推進モデル事業を展開し、また、新たながん対策推進計画を策定しようとしています。今後、がんの在宅医療、緩和ケアに関して、具体的に、どのように取り組む考えなのか、お伺いをいたします。</p>	<p>カルパスの普及拡大や多職種ネットワークを展開しますほか、新たに指定するがん診療連携指定病院におきまして、在宅緩和ケアに関する研修を実施していただくなど、地域におけるがんの在宅医療・緩和ケア体制の充実に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。</p>
<p>4. 介助犬の育成・認定について</p> <p>私の住む士別市に、障がいを持ちながらも、介助犬の力をかり、立派に自立をしている女性がございます。その女性は三上さんで、介助犬はジルバと言います。</p> <p>高橋知事は、平成 20 年 5 月 21 日、忙しい公務の合間を縫って、三上さんの自宅を訪問され、三上さんとジルバを激励していただきました。</p> <p>そして、三上さんからは、障がいを持ちながら、介助犬との訓練をなれない道外で行うことの大変さと、道内で介助犬の育成、認定ができる体制について要請をお受けになり、その時知事は、三上さんの思いを重く受けとめると、介助犬の普及のために努力する旨のお話をされました。知事、そのことはお忘れではないですね。このことを受け、私は、平成 21 年第 2 回定例会で質問をし、知事からは、「他県の養成施設の状況などについて調査を進め、道内の補助犬などの養成・訓練関係の方々とも意見交換をしながら、本道における補助犬の養成に向けて、検討してまいりたい」との答弁をいただきました。</p> <p>知事が三上さんのお宅を訪問して、間もなく 5 年が経過しようとしています。この間の、介助犬の育成に向けた検討の状況と、今後の対応について、知事の思いをお伺いいたします。</p>	<p>【知事】</p> <p>道では、これまで、他県における介助犬養成・訓練施設の状況などの調査を行い、それらの結果を踏まえ、盲導犬協会や心身障害者総合相談所などを構成員とする、介助犬・聴導犬に関する検討会議を設置し、介助犬等の養成やその認定に向けて、検討を重ねてまいったところであります。</p> <p>こうした中、検討会議においては、まずは相談体制の確保を図り、介助犬等を希望される方々のニーズの把握に努めながら、道内における養成や認定の取り組み方策を検討すべきとの御意見があったところであります。</p> <p>このため、道といたしましては、引き続き、検討会議において協議を重ねるとともに、新年度において、専門の相談窓口を設置し、理学療法士などが、道外の養成・訓練施設と連携をしながら相談に応じるなど、介助犬等を希望する方々への支援体制の強化に努めていく考えであります。</p>
<p>5. 道立自然公園におけるスノーモビルの乗り入れについて</p> <p>1) 天塩岳道立自然公園におけるスノーモビル乗り入れ規制について</p> <p>去る 2 月 17 日、スノーモビルの乗り入れ規制を受けていない天塩岳道立自然公園におい</p>	<p>【知事】</p> <p>天塩岳道立自然公園につきましては、貴重な野生動植物の生育・生息環境を保全するため、</p>

て、スノーモービル愛好家の 6 人が入山し、そのうちの 4 人が遭難をし、1 人は自力で下山したものの、1 人が死亡するという痛ましい事故が発生をいたしました。

天塩岳道立自然公園には、環境省のレッドリストの哺乳類の中で準絶滅危惧種に選定されているナキウサギや、貴重な高山植物が多く存在していますが、スノーモービルの乗り入れは規制されていないのであります。

今から 10 年前の平成 15 年 1 月 26 日、私は、3 人の仲間と、山スキーで冬の天塩岳を登りました。ちょうど山頂に差しかけたとき、約 10 台のスノーモービルの集団を目撃したのであります。

そして、私が道議会議員となった直後の平成 19 年第 2 回定例会の一般質問において、天塩岳におけるスノーモービルの乗り入れ規制を求め、知事からは、「スノーモービル利用の実態の把握や動植物への影響等を勘案し、関係機関とも協議しながら検討してまいります。」との答弁を得たものの、いまだに、具体的な検討の姿が見えないのが実態であります。

もし、早期に規制をしていれば、今回の事故は防げたのではないかとの思いもあるだけに、極めて残念と言わざるを得ません。

そこで、改めて伺いますが、今回の事故を受け、スノーモービルの乗り入れの実態が明らかになりましたが、天塩岳道立自然公園におけるスノーモービルの乗り入れ規制について、知事の見解を伺います。

これまで、現地調査や関係者からの聞き取り調査などによる、スノーモービル利用の実態の把握や動植物への影響を勘案しながら、規制地区の指定の検討を進めてまいったところでありませぬ。

このような中で、今回の事故が発生したことは大変残念であり、道といたしましては、当面の対応として、地元市町村や森林管理局などの関係機関・団体等と連携をして、スノーモービルの乗り入れ自粛を呼びかけるとともに、今後、できるだけ早い時期に規制地区を指定できるよう、関係機関との調整など、必要な手続を進めていく考えであります。

3) スノーモービル乗り入れ規制地区への監視強化について

既に、スノーモービルの乗り入れを規制している地区は、国立公園で 5 公園、13 地区、国定公園で 4 公園、6 地区、道立自然公園で 6 公園、12 地区あり、北海道全体では 15 公園、31 地区、25 万 1368 ヘクタールが規制されています。

私は、乗り入れ規制を受けている春山の暑寒別岳に登ったとき、スノーモービルの軌跡を目撃しています。

このように、既に規制している地区にあって

【環境生活部長】

道では、これまで、規制区域の範囲や禁止措置の内容などにつきまして、ホームページを活用した啓発を行いますとともに、自然保護監視員による巡視や、国、市町村、道警察と連携したパトロールを実施しておりますほか、特に生態系保全の必要性が大きい大雪山国立公園地域では、道も参加して、一斉パトロールを実施するなどして、乗り入れの監視を行ってきたところでございます。

<p>も、目撃情報などの提供を求めたり、道警や関係する機関と連携しながら、監視の強化を図るべきと考えますが、監視の強化に対する道の見解を伺います。</p>	<p>違反行為の防止に向けては、道のホームページで、規制地区での乗り入れに関する情報提供を広く求めますとともに、道と道警察が設置し、環境省や森林管理局などが参画する環境犯罪対策推進連絡会議などを活用いたしまして、関係機関のより一層の連携のもと、規制地区におけるパトロールの実施を進めるなど、監視指導の強化に努めてまいりたいと考えてございます。</p>
<p>6. 漁業者の安全対策について</p> <p>本道の漁業は、厳しい環境の中で営まれており、また、担い手不足も顕著で、漁業者の安全対策は大きな課題となっております。</p> <p>海上保安本部の調べによりますと、平成 24 年の海難事故の発生件数は 73 件と、一昨年よりも 9 件増加し、ことしに入ってから、函館、根室、日高と海難事故が相次ぎ、とうとい人命が失われています。</p> <p>また、これらの事故の中には、救命胴衣を着用していないケースも散見されると聞いており、漁業者のとうとい命を守るためにも、漁業者の安全対策は大きな課題となっております。</p> <p>そこで伺いますが、漁業者の安全対策を進める上でも、漁業者へのアンケート調査を実施するなど、漁業者の生の声を聞きながら、救命胴衣の着用促進を含め、海難事故防止にしっかりと取り組む必要があると考えますが、知事の見解を伺います。</p>	<p>【知事】</p> <p>漁船の海難事故防止対策についてでございますが、私といたしましては、本年 1 月に海難事故が相次ぎ、とうとい人命が失われたことはまことに残念であり、このような悲惨な海難事故をなくすことが何よりも重要と考えます。</p> <p>今回の事故を受け、道では、直ちに、北海道海難防止センターと連携し、全道の漁協を訪問して、改めて、救命胴衣の着用と安全操業の徹底を指導するとともに、現場における安全対策の課題等を聞き取っているところであります。</p> <p>今後、海上保安部など関係機関との連携のもと、現場の課題に対応した安全講習会の開催や、漁業者一人一人へのきめ細やかな個別指導など、これまでの取り組みを一層強化するとともに、漁協の総会や操業指導会議など、あらゆる機会を通じ、救命胴衣の着用と安全操業の徹底を図るなど、海難事故の防止に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えてあります。</p>

【再質問】

再 質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>1. 支庁制度改革と自治のあり方について</p> <p>1) 地域振興の位置づけについて</p> <p>支庁制度改革の検証についての答弁では、各振興局を地域づくりの拠点と位置づけ、地域に徹底してこだわると、地域を大切にする姿勢を示し、改革の検証については、振興局等設置条例で定めるあり方など、今後の取り組みにしっかりと反映していくと答えられました。</p> <p>知事は、この間、地域に徹底してこだわると、</p>	<p>【知事】</p> <p>まず、地域振興等に係る考え方などについてでございますが、私といたしましては、北海道の各地域の強みや潜在力を生かし、個性が輝く活力ある地域づくりを進めていくことが大変重要であると認識をしているところであり、地域に徹底してこだわるとの考え方のもと、地域づくりの拠点として、振興局機能の充実強化に向</p>

<p>幾度となくお話をされています。</p> <p>一方、この 4 月からの道庁組織の見直しでは、総合政策部に新たに交通企画監というような部長相当職を配置し、地域づくりや地域主権を担当する地域振興監は総合政策部長の兼務とすることが検討されているようですが、徹底的に地域にこだわると言いながら、組織の見直しでは、地域振興監を部長と兼務させることについて、言っていることとやっていることが違うのではないかと、このように私は思うわけでありませう。</p> <p>そこで伺いますが、地域振興について、道における組織上の位置づけ、さらには、地域振興に対する知事の思い、決意をお伺いいたします。</p>	<p>けて、地域裁量枠を活用した取り組みを拡充する振興局に対し、担当職員の増員を図るなど、今後とも、特色ある地域づくりに向けて、必要な体制を整備していく考えであります。</p>
<p>2) 新たな自治のかたちづくり条例について</p> <p>我が会派では、この新たな自治の形づくり条例については、幾度となく質問をしております。昨年の第 2 回定例会の代表格質問に対し、幅広い層の方々の御意見をお伺いし、議論を深めるなどして、所要の検討を進めるとの答弁があり、今回と全く同じで、全く進展のないお答えであります。</p> <p>そもそも、自治のあり方を条例で規定すること自体が無理なのであって、自治のあり方は、道と市町村が理念として共有すべきものであり、条例で規定するものはないと私は考えます。</p> <p>しかし、知事は、3 期目の公約の中にも、政策 92 として、「地域主権の基本理念や道の責務、市町村と道の関係、具体的な施策の進め方など、新しい自治のめざす姿を明らかにするため、関係条例を整備」と約束をしているのであります。</p> <p>また、昨年 3 月に策定したアクションプラン（平成 23～24 年度）版では、この 2 カ年とも、この項目について、地域との議論、意見交換、そして、関係者からの意見聴取にとどまり、具体的な取り組みがなされていないのが現状であります。</p> <p>このように、具体的な検討が進まない状況の</p>	<p>【知事】</p> <p>次に、自治のあり方についてであります。今後、急速な人口減少や少子・高齢化の進行、さらには、道州制や地方分権などをめぐる今後の国の動向など、本道を取り巻くさまざまな状況の変化が見込まれている中、小規模自治体を含めた基礎自治体のあるべき姿や道の果たすべき役割など、北海道の自治のあり方について、市町村や道民の皆様方から御意見を伺いながら検討を進めていくことは重要なことであると認識をいたします。</p> <p>私といたしましては、こうした考えのもと、自治のあり方に関する関係条例の整備については、今後とも、道州制をめぐる動きや地方制度調査会の検討状況など、国の動向を見きわめることはもとより、権限移譲や広域連携など、道内の市町村における地方分権に向けた取り組み状況なども踏まえ、引き続き、所要の検討を進めていく考えであります。</p>

中で、さきの代表質問において、知事就任 10 年の道政運営における公約についての答弁では、「公約に掲げたすべての事項について着手をすることができた」と、胸を張っているのがあります。意見交換や意見聴取で公約の着手と言えるのでしょうか。

私は、たとえ、道民と約束したことであっても、状況等の変化で公約を達成することができないことがあってもやむを得ないと思っています。大事なものは、何ができないのかをきちんと説明することだと思っております。

逆に言えば、やれないのにやると言い続けることや、意見交換や意見聴取だけで先送りするほうが、道民をだましたと同じではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

この際、この新しい自治の形づくり条例について、やるのかやらないのか、やるとすれば、いつまでに条例整備をするのか、具体的に知事の考えをお伺いいたします。